

1. 自転車用ヘルメット購入支援等について

提 言 の 内 容	自転車ヘルメット努力義務化に伴いヘルメットの購入補助金やポイント付与などの普及支援制度を設ける事で実効性が高まるのではないのでしょうか。そもそも、本町において購入できる店舗があるのかどうか、実際に「ヘルメット被れと言うがどこで買ったら良いのか」という声もあり、柳井市も含めて購入可能店舗の情報提供が必要かと思えますし、商工会等と連携して町内で購入できるような環境を作る事も、普及啓発をする上で必要な事ではないかと考えますのでご検討ください。
回 答	このたびはご提言誠にありがとうございます。 本町では、自転車ヘルメット努力義務化されたことに伴い、柳井警察署と協力しながら、子どもや高齢者が安心して外出や、移動したりすることができる、交通社会の実現に向け、交通安全イベントの開催やキャンペーン等を行い普及啓発に取り組んでいるところであります。 現時点では、自転車用ヘルメット購入に対する支援制度の創設の予定はありませんが、普及啓発に際しましては、ホームページ等の電子媒体や町広報誌を活用した購入可能店舗の情報提供や環境づくりから、取り組んでまいりたいと考えています。 (総務課)

2. 周防大島への入島税及び宿泊税導入の検討について

提 言 の 内 容	色々施策を打ってきていますが、島内の人口増減に繋がっていないようです。入島税及び宿泊税導入することにより、正規町職員2〜3雇用出来ると思います。周防大島に移住しても、仕事がない状態です。結局若い世代が、大島から逃げて仕事がある都市へ行ってしまう。早急に安定した税収確保のためご検討下さい。
回 答	この度はご提言ありがとうございます。 現在、入島税については、沖縄県座間味村の美ら島税等が船などの運賃に上乗せ徴収され、宿泊税については、東京都・大阪府・京都市・金沢市等で導入されており、宿泊施設で徴収されています。 これらについては特定の目的のために課される目的税であり、観光地の景観や治安維持のために使用されています。 周防大島町では、観光客数に影響が出ることや宿泊業者等の負担増などの理由により、入島税や宿泊税を導入する予定はありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 (税務課)

3. みなし税について

提 言 の 内 容	今のうちに広く浅く町税を徴収しましょう。 固定資産の課税名目で、みなし税を周防大島町は徴収しています。課税するかしないかは、市町村任せになっています。みなし税増税の検討をお願いします。 増税分を一般の町職員へ配分したらどうですか。
回 答	この度はご提言ありがとうございます。 ご提言にあります税については、おそらく個人住民税(家屋敷課税)の件と思われます。 家屋敷課税とは①課税される年の1月1日現在で、②住所地外に家屋敷(住宅や別荘)、事務所・事業所を有する方に対し、家屋敷等が存在することによって受けることとなる行政サービス(公道の整備や防災・防犯行政等)に係る費用を負担していただくという性質の税です。 家屋敷課税の税額は、所得が一定額を超えた方について、一律に均等割額(令和6年度は年4,500円)を納めていただくことになっております。 これらについては、地方税法第294条第1項及び周防大島町税条例第23条第1項等に基づいて課税を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 (税務課)

4. 期日前投票の延長について

提 言 の 内 容	選挙の投票所の集約と本所と各支所の期日前投票の期間を延ばすの提案します。集約することで人件費の削減に繋がる。選挙管理委員会は、データを取って検討をお願いします。また情報公開を町のホームページで開示をお願い致します。
回 答	ご提案をいただきました、投票所の集約につきましては、町選挙管理委員会において、急速な人口減少や高齢化に対応した持続可能な投票環境としていけるよう、投票区(投票所)の統合について検討を始めたところです。 次に、期日前投票所につきましては、地域性に応じた投票環境を確保するため、現在、各庁舎以外に、山間部や離島においても開設しています。 今後これらをできるだけ維持していくことを優先すべきと考えており、各支所での期日前投票所の期間延長につきましては、今のところ予定をしておりません。 今後、投票区の統合の詳細が決まりましたら、町広報紙やホームページにおいて町民の皆様に周知いたします。 (町選挙管理委員会)

5. 選挙投票所の対応について

提言の内容	開票作業効率を上げる工夫を！ 10月27日衆議院選開票作業について：新聞によれば、“集計ミス等で大幅開票遅れ”の記事あり。その要因は大別して2つ。 (1)投票所における町職員のサポート不足…当日町職員は8人、投票者1人のみ、質問すれば回答する程度、サポートなし、8人の役割は何？ 毎回投票に行っているが、何十年前と職員の役割は不変。 (2)少ない投票箱…5種類の投票用紙を1つの投票箱から出し数える方法と5種類の投票用紙を5つの投票箱から出し数える方法とでどちらが作業効率が高い？ 仕分けに時間がかかるのはどっち？ (1)については1人の投票者に1人サポートする(2)については投票箱が少ない場合箱内側に仕分けがし易いよう仕切りを設置する等の開票処理に工夫をする。 参議院選では一連の作業を見直し作業効率が向上する工夫をお願いしたい。トリプル選の影響で投票箱が足りない言い訳は聞きたくない。
回答	この度は選挙の執行についてご提言をいただき、ありがとうございます。 ご提言の項目ごとに以下のとおり回答いたします。 (1)投票所における町職員のサポート不足 投票所における人員及び役割につきましては、以下のとおりとなります。 【人数】 ○投票管理者1名(有権者の中から選挙管理委員会が選任) ○投票立会人2名(有権者の中から選挙管理委員会が選任) ○町職員(事務従事者)5名(うち1名は職務代理者) (事務従事者は投票所の規模により2～6名を配置※今回は複数選挙対応のため、選挙人名簿登録者が多数の投票所には増員対応をしています) 【役割】 ○投票管理者＝投票所全般の管理責任者 ○投票立会人＝投票が適正に執行されているかを監視 ○事務従事者＝選挙人の受付、名簿対照、投票用紙の交付等、投票に係る事務全般を行う(うち、職務代理者は投票管理者に事故等があった場合に代理する者) 今回の選挙では複数の選挙が同日投票となり、交付する投票用紙の枚数が5枚となったことから、全ての投票を1人ずつ行うこととしており、各投票所においてお待たせする状況がありましたが、投票用紙の誤交付を防止するための対応として、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。 また、ご指摘いただきましたとおり投票人の整理や案内に不十分な面があったことと思いますが、現在の町職員数232人のうち、管理職や待機人員等を除く144名が当日の投票事務に出務しており、各投票所とも限られた人員の中で運営しているため、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。 (2)少ない投票箱 周防大島町では現在47箇所の当日投票所及び22箇所の期日前投票所と、多数の投票所を設置しております。 これに対し投票箱の保有数にも限りがあるため、選挙人名簿登録者数が多数の投票区を除き、1箇所に複数の投票箱を配置することができません。 同日選挙に備え投票箱を追加購入することは、費用対効果の面から、現在考えておりませんが、開票作業の効率化につきましては、今一度検証してまいりたいと思います。 (町選挙管理委員会)

6. 町の選挙広報発行について

提 言 の 内 容	初めての町議選でしたが、15人の候補者を比較して選ぶことができずに、白票となりました。町の選挙広報が欲しいですね。 全国926町村のうち477町村が選挙広報の条例を持っているそうです。 51.6%の自治体の住民は広報が届くようですよ。 周防大島町もその仲間入りをしたいものです。
回 答	日頃より、選挙の執行についてご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。 選挙公報につきましては、ご指摘のとおり全国の町村のうち約半数の自治体で条例化し選挙公報を発行している状況であると承知しております。 選挙公報は、投票日の5日前となる告示日に、立候補の届出が終了した時点で原稿が確定し、その後印刷し投票日の2日前までに配布する必要がありますが、本町においては、これに対応可能な印刷業者及び町の保有する印刷機が無く、選挙公報の発行が困難であることから、選挙公報に係る条例は制定しておりませんので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。 (町選挙管理委員会)